

医政発 0330 第 32 号
平成 28 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

研修医のための研修施設整備事業実施要綱等の一部改正について

標記について、下記の実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 平成 6 年 6 月 23 日付け厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」の別紙「研修医のための研修施設整備事業実施要綱」
- 2 平成 7 年 7 月 27 日付け厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院施設整備事業実施要綱」
- 3 平成 14 年 2 月 8 日付け厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」の別紙「医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱」
- 4 平成 16 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱」

研修医のための研修施設整備事業実施要綱新旧対照表

新	旧
研修医のための研修施設整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。)とする。 3 整備基準 (略)	研修医のための研修施設整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。)とする。 3 整備基準 (略)

臨床研修病院施設整備事業実施要綱新旧対照表

新	旧
臨床研修病院施設整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。 3 補助条件 ・(略)	臨床研修病院施設整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立大学法人</u>、<u>公的医療機関</u>の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。 3 補助条件 (略)

医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱新旧対照表

新	旧
医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。 3 整備内容 (略)	医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立大学法人</u>、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。 3 整備内容 (略)

臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱新旧対照表

新	旧
臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）とする。 3 補助条件 (略)	臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱 1 目的 (略) 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立大学法人</u>、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）とする。 3 補助条件 (略)

研修医のための研修施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、臨床研修病院等において研修棟の整備を促進し、臨床研修医（臨床研修歯科医を含む。）の研修環境及び生活環境の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 整備基準

臨床研修医が研修を行うのに必要な次の施設を備えるものとする。

- (1) 研修及び研究のための会合用の室（講義室、討議室、図書室等）
- (2) 夜間の自主研修や救急患者に対応するための仮眠室

別 紙

臨床研修病院施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、臨床研修をより効率的に実施するために臨床研修病院等において外来診療棟の拡充整備を促進し、臨床研修医の研修環境の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 補助条件

臨床研修を実施している病院であって、次に掲げる病院部門の拡充整備を行うことにより、指導医による臨床研修医に対する指導がより効率的に行われるための研修環境を備える病院とする。

外来診療部門（内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室）

救急診療部門（診察室、処置室）

総合診療部門（総合外来診察室）

在宅医療部門（在宅医療指導管理室）

病歴管理室等

別 紙

医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、少子・高齢化社会に対応する医療提供体制の整備を図るため、臨床研修医の研修環境整備の一環として宿舍整備を行うことにより、効果的な臨床研修の実施ができる体制を整備し、医師の資質の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 整備内容

臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の工事費

別 紙

臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、病理医の在籍しない臨床研修病院等において、情報通信機器等の設備を整備することにより、臨床病理検討会（C P C）の適切な開催が実施できるよう支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 補助条件

以下の施設において、臨床病理検討会（C P C）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の整備を行うことにより、一体的に情報通信機器を運用する事業であること。

（1）支援側医療機関

常勤の病理医が在籍している病院

（2）依頼側医療機関

①公私立医科大学附属病院

②臨床研修病院